

許可番号 02610000924

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府綾部市大島町柳3番地

氏 名 大山産業株式会社
代表取締役 大山 青龍

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府中丹東保健所長 笹島 浩泰

許可の年月日

令和 7 年 8 月 7 日

許可の有効年月日

令和 12 年 6 月 5 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)

⑦紙くず

⑧木くず

⑨金属くず(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)

⑩繊維くず

⑪動植物性残さ

⑫ゴムくず

⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)

⑭鉱さい

⑮がれき類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)

⑯動物の死体

⑰ばいじん

以上17種類(これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、①②③④⑤⑦⑧⑩⑪⑫⑭⑯⑰にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(積替え又は保管を含む)

①廃プラスチック類

②金属くず

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

④がれき類

以上4種類(これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

	積替保管施設(1)	積替保管施設(2)
所 在 地	京都府綾部市新庄町北52番、52番1、52番4	京丹後市峰山町安小字下河原276番ほか7筆
面 積	1, 244.95㎡	3, 293.95㎡
産 業 廃 棄 物 の 種 類	①廃プラスチック類、②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、④がれき類	④がれき類
積替えのための保管上限	43.01㎡	20㎡
積み上げることができる高さ		

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年6月6日：当初許可

平成4年11月12日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加（積替え又は保管を含まない）：⑭）

平成7年6月6日：更新許可

平成12年6月6日：更新許可

平成12年7月31日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加（積替え又は保管を含まない）：⑦⑩、積替保管施設（2）の追加）

平成17年8月8日：更新許可

平成19年3月9日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加（積替え又は保管を含まない）：⑬⑰）

平成22年8月4日：更新許可

平成27年7月7日：更新許可

平成30年8月20日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加（積替え又は保管を含まない）：④⑤）

令和2年6月6日：更新許可

令和7年8月7日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有・無

（日本産業規格 A列4番）